

<旅館業施設 衛生管理>

		項目	根拠法令
営業者の責務	<p>営業者は、旅館業が国民生活において果たしている役割の重要性にかんがみ、営業の施設及び宿泊に関するサービスについて安全及び衛生の水準の維持及び向上に努めるとともに、旅館業の分野における利用者の需要が高度化し、かつ、多様化している状況に対応できるよう、営業の施設の整備及び宿泊に関するサービスの向上に努めなければならない</p>		法第3条の4
	<p>客室及び浴室ごとに、日常の衛生管理を行うための責任者を定めること</p>		市条例第4条別表1
	<p>営業者又は宿泊衛生責任者は、施設の管理が適切に行われるよう従業者の衛生等の教育に努めなければならないこと</p>		衛生管理要領
	<p>営業者は、施設又はその部門ごとに、当該従業者のうちから公衆衛生及び善良風俗の保持に関する責任者を定めて置くこと</p>		衛生管理要領
宿泊拒否の制限	<p>営業者は、以下に該当する場合を除いては、宿泊を拒んではならない ①宿泊しようとする者が伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるとき ②宿泊しようとする者がとばく、その他の違法行為又は風紀を乱す行為をするおそれがあると認められるとき ③宿泊しようとする者が泥酔者等で、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき ④宿泊しようとする者が、氏名等を告げないとき</p>		法第5条 市条例第5条
宿泊者名簿	<p>営業者は、宿泊者名簿を備え、以下の事項を記載し、当該職員の要求があったときは、これを提出しなければならない ①宿泊者の氏名 ②宿泊者の住所 ③宿泊者の職業 ④宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人であるときは、その国籍及び旅券番号 ⑤到着年月日及び出発年月日 ⑥宿泊者の性別及び年齢</p>		法第6条第1項 令第4条の2 市規則第7条
施設	周囲	<p>①施設の周囲は、1日1回以上清掃し、常に清潔を保ち、ねずみ、衛生害虫等の発生源が発見された場合は、直ちに、その撤去、埋土覆土、焼却、殺虫剤の散布等必要な措置を講じること ②周囲の排水溝は、定期的に清掃、補修等を行い、排水に常に支障がないように保つこと</p>	衛生管理要領
	一般	<p>①施設設備は、特に定める場合を除き、1日1回以上清掃し、必要に応じて補修及び消毒を行い、清潔で衛生上支障のないように保つこと ②①の記録を作成し、3年以上保存すること</p>	衛生管理要領
		<p>清掃にあたっては、特に、次のことに留意して行うこと ①床板、タイル等の床面には、著しい破損及び汚れがないこと ②カーペットその他の敷物には著しい変色、汚れ及びカビの発生がないこと ③内壁面及び天井面には、著しい破損、変色及び汚れがないこと</p>	衛生管理要領
		<p>温度計、湿度計、圧力計、流量計等の計器類は、定期的にその正確度を点検し、その記録を作成し、これを3年以上保存すること</p>	衛生管理要領
		<p>①ねずみ、衛生害虫等の生息状況を点検し、必要に応じて寝具、食品等が薬剤等により汚染を受けないようにして適当な防除措置を講じること ②①の記録を作成し、3年以上保存すること</p>	衛生管理要領
		<p>排水施設の場合は、常に排水に支障が生じないように保ち、また、客室の床が木造の場合は、床下の通風を常に良好な状態に保つなど防湿に関する適当な措置を講じること</p>	衛生管理要領
	客室	<p>水差し、コップ等飲食用の器具を備える場合は、清潔で衛生的なものを置き、衛生的なものである旨を表示することが望ましいこと</p>	衛生管理要領
	洗面所	<p>常に清潔を保ち、湯及び水は、飲用しても衛生上有害でないものを供給すること</p>	市条例第4条別表1
		<p>洗面用として飲用に適する湯又は水を十分に供給し、適切に清掃し、常に清潔に保つこと</p>	衛生管理要領
		<p>①洗面設備には、石ケンを常に使用できるよう備えること ②タオル、くし、ヘアブラシを備える場合は、客1人毎に消毒するなど衛生的なものを置き、くし及びヘアブラシの置き場所は、消毒済のものと使用後のものに区分し、その旨を周辺の適切などろに表示することが望ましいこと ③カミソリを備える場合は、新しいものとする</p>	衛生管理要領
便所	<p>①臭気の防除に努め、便器の汚れを十分に除去するなど1日1回以上清掃し、必要に応じて消毒し、常に清潔で衛生的に保つこと ②座便式の便器において人に直接接触する便座の部分は、1日1回以上消毒し、客室に付設されたものについては、消毒後、その旨を表示することが望ましいこと</p>	衛生管理要領	

項目		根拠法令	
施設	便所	手洗い設備は、消毒液又は石ケンを備えるなど手洗いに常に支障が生じないように措置すること	衛生管理要領
	リネン室(庫)	適切に清掃し、常に清潔に保つこと	衛生管理要領
	し尿処理施設	保守点検は定期的に行い、処理対象人員が500人以下の施設にあっては、1年に1回以上法定検査を受け、放流水は衛生上支障がないように措置すること	衛生管理要領
	排水処理施設	漏水、腐食の有無等について保守点検を定期的に行い、排水槽は、6か月に1回以上清掃すること	衛生管理要領
	廃棄物の処理	①施設で生じたごみその他の廃棄物は、放置しないよう適切に搬出し、処理方法に応じて分別集積し、必要に応じて速やかに処理すること ②廃棄物の容器、集積場等は、廃棄物、汚液等が飛散流出しないように必要に応じて措置するとともに、適切に清掃を行い、常に清潔を保つこと	衛生管理要領
	換気設備の管理及び空気環境の基準	①換気設備は、適切に清掃し、換気用の開口部は、常に開放すること ②機械換気設備及び空気調和設備は、空気環境の基準(衛生管理要領を参照)を常に満たすことができるよう定期的に保守点検し、故障、破損等がある場合は、速やかに補修すること ③空気環境基準に係る測定は、定期的に行い、その記録を作成し、3年間以上保存すること	衛生管理要領
	照明設備	①定期的に照度を測定するなど保守点検を適切に行い、照度不足、故障等が生じた場合は、速やかに取り替え、又は補修すること ②6か月に1回以上清掃し、常に清潔に保つこと	衛生管理要領
飲用水供給設備	飲料水の水質検査	①水道法の適用を受けない飲用水(井戸水など)について、適当な水質検査を行い、その結果を検査の日から3年間保管すること ②基準を超える汚染が判明した場合は、保健所に通報し、その指示に従うこと	衛生管理要領
	給水・給湯設備	1年に1回以上保守点検し、必要に応じて被覆その他の補修等を行うこと	衛生管理要領
	受水槽・高置(架)水槽	1年に1回以上清掃し、清潔で衛生的に保つこと	衛生管理要領
リネン類	リネン類	寝具類は、収容定員以上の数を備え、寝衣、敷布、布団カバー、枕カバー等の片寝具類は、客ごとに洗濯したものと取り替えること	市条例第4条別表1
		布団、枕、毛布は、原則として敷布又はシーツ、カバーで適切に覆うこと	衛生管理要領
		寝具は、適当な方法で洗濯等を行うこと	衛生管理要領
	スリッパ等	①洗面室、便所等に備え付ける手ぬぐい、タオル及びこれに類するものは、細菌の基準に適合するものであること ②客室及び洗面所等に備えるタオル等は、清潔で衛生的に取扱い、使用に支障が生じないよう適当な数を常に供給すること	衛生管理要領
案内書等	著しい破損及び汚れがないよう清潔で衛生的に保ち、日光等による消毒を定期的に行うこと	衛生管理要領	
事故等の対応措置	案内書等	衛生及び善良風俗の保持、避難経路の案内、非常時の対応策等に関する案内の文書、ポスター等を作成し、宿泊者の注意の喚起に努めること (必要に応じ英語等外国語によるものを作成すること)	衛生管理要領
	事故等の対応措置	救急医薬品及び衛生材料を適切に備えておくこと	衛生管理要領
		事故等の発生に迅速で適切に対応できるよう医療機関等との通報網の整備等組織的体制を確立しておくこと	衛生管理要領
		宿泊を通じて人から人に感染し危篤な症状を引き起こすおそれのある感染症に宿泊者等がかかっており、又はその疑いがあるときは、保健所等に通報し、その指示を受け、その使用した客室、寝具及び器具類を消毒、廃棄等必要な措置を取ること	衛生管理要領
		施設利用者中にレジオネラ症又はその疑いのある患者が発生した場合は、次の点に注意し、直ちに保健所に通報し、その指示に従うこと ①発生源と疑われる設備等の現状を保持すること ②入浴施設では、浴槽の使用を中止すること ③独自の判断で浴槽内等への消毒剤の投入を行わないこと	衛生管理要領
		施設の機械室、ボイラー室等の危険な場所には、幼児等の宿泊者が容易に入ることがないようにその旨が明らかに分かる措置を講じること	衛生管理要領
		ガスの元栓は、客室等の客の安全を確認した後でなければ開放してはならないこと	衛生管理要領
		営業者は、災害時の事故防止を図るため従事者の防火対策、火災時の措置等については、常時消防関係機関の指導を受ける等災害時の態勢を常に整えておくこと	衛生管理要領
衣服は、常に清潔を保つこと		衛生管理要領	
従業者	結核若しくは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」により就業が制限される感染症にかかっている者又はその疑いのある者は、当該感染症をまん延させるおそれなくなるまでの期間、業務に従事させないこと	衛生管理要領	
	客に接する従業者は、1年に1回以上健康診断を受けることが望ましいこと	衛生管理要領	
	従業者は、収容定員に応じて衛生及び善良風俗の保持に支障が生じないよう適当な人数を置くこと	衛生管理要領	
	従業者名簿は、常に見ることができるよう適当な場所に備えておくこと	衛生管理要領	